

石川県立宝達高等学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校、学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

「攻撃」には、「仲間はずれ」や「集団による無視」のように、直接危害を加えずとも心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

けんか等を除く。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、人権を守る土壌を育み、いじめを抑制し、いじめを許さない学校づくりを推進する。

また、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域住民関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むと共に、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1)ふだんの人間関係、日常の教育活動こそポイントである。
- (2)規範意識を高揚させるために、ルールやマナーを教えていく。
- (3)道徳教育や、人権教育活動を通して思いやりの心を育てる。
- (4)生徒会活動を通して主体的な集団自治活動を推進していく。
- (5)外部機関と連携し風通しの良い学校を目指し生徒理解に努める。

3 いじめの早期発見（小さなサインを見逃さない）のための取組

- (1)本人の訴え（年7回生活アンケートや意図的定期的面談の実施）
- (2)教職員による発見（担任・養護教諭・事務職員）
- (3)他からの情報提供（生徒・保護者・地域・関係機関）
- (4)保護者懇談を通して情報交換 年2回（7月、12月）
- (5)生徒及び保護者がいじめに係る相談が出来るような教育相談体制作り

4 いじめに対応する際の留意点

- (1)いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- (2)いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
- (3)「いじめに関する報告書」に基づき石川県教育委員会への報告を行う。その後も進捗状況に応じて第二報、第三報を入れていく。
- (4)いじめられている生徒や保護者の立場に立ち詳細な事実確認を行う。
- (5)いじめを認知した場合、いじめ問題対策チームを招集し方策を練る。

- (6)いじめ問題を一部の教員で抱え込まないように、学校全体で組織的に対応する。
- (7)相手を傷つけたことへの謝罪の方法を話していく（納得させる）。
- (8)謝罪のさいには自分の何が悪かったのかをきちんと伝えさせる。
- (9)いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ誰かに知らせる勇気を持つように指導する。
- (10)重大な事態の対応は外部人材と連携する。（教育相談員・警察・支援員）
- (11)いじめが解消した後も、被害生徒及び保護者と継続的な面談や連絡を行い、心身に苦痛を感じていないか確認する。継続期間は、少なくとも3か月とする。（担任・教育相談担当。）
いじめ問題対策チームの名称は「いじめなくし隊」とし、構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、保健主事、養護教諭とする。

5 インターネット上のいじめについて

発信者の匿名性によりいじめが発生しやすいこと、発信された情報が急速に広がってしまうこと、そのため重大な人権侵害及び被害者に深刻な傷を与えかねない行為であることについて、各学期の始めや終わりの学年集会やLHRなどで生徒に理解させる。インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会など必要な啓発活動を行う。

6 重大事態への対処

(1)重大事態とは

「いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や疑いがあると認めるとき」や「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認めるとき」は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、いじめ問題対策チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で迅速に調査し、事態の解決にあたる。

事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命する。

構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(2)活動内容

発生した重大事態のいじめ事案に関する調査する。

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明を行う。

石川県教育委員会への調査結果報告を行う。

調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

7 その他

いじめ防止等の実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ問題対策チーム」を中心に点検すると同時に、学校評価項目に加え、全職員で評価し、必要に応じて見直しをする。またその際、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や学校評議員からの意見を積極的に取り入れるよう留意する。